

プラント状況確認結果(令和4年7月27日～令和4年8月2日)

令和4年8月3日
福島県原子力安全対策課

令和4年7月27日～令和4年8月2日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(8月2日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.9	1.6	2.0	—
		压力容器 底部温度(°C)	27.0	34.2	30.7	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.08×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.09	0.09	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	34.4	33.7	— ^{※4}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 作業に伴い原子炉注水量を変更しています。安全性に影響はありません。

※4 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(8月2日午前10時)

最小 0.345(MP-6)～最大 1.031(MP-4) μSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月1日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は0.38 Bq/L(港湾内北側、港湾内南側)

～最大 3.1 Bq/L(遮水壁前)

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月1日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.75 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.70 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(7月29日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.1 Bq/L (4号機)
～ 最大 2300 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和4年7月27日～令和4年8月2日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 5号機タービン建屋屋上に設置しているホットラボ空冷チラーからの発煙について

7月27日午後0時1分、5号機タービン建屋屋上に設置しているホットラボ空冷チラーからの発煙を当社社員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発生状況 5号機タービン建屋屋上ホットラボ空冷チラー試運転中に当該機器から発煙していることを確認した。当該機器を停止したところ発煙は停止した。
- ・けが人の有無 なし
- ・モニタリングポスト指示値 有意な変動なし
- ・発電所敷地境界・構内ダストモニタ指示値 有意な変動なし
- ・構内線量表示器指示値 有意な変動なし
- ・プラント設備への影響 なし
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午後0時11分。

現場確認を行ったところ、ホットラボ空冷チラー(B)のコンバータに焦げ跡が確認されました。

本事象については、公設消防の状況確認により、午後1時18分に「非火災」と判断されました。

原因については今後調査をしてまいります。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 6号機チャコール建屋地下1階での火災報知器作動について

7月29日午前10時23分ごろ、6号機チャコール建屋地下1階で火災報知器の作動を確認しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発見者 協力企業作業員
- ・プラント設備への影響 確認中
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午前10時41分

現場を確認したところ、発煙等は確認されていません。

消防署の確認により、午前11時38分、本件は「誤報」と判断されました。

プラント設備への影響がないこと、および敷地境界モニタリングポストおよびダストモニタ、構内ダストモニタに有意な変動はありません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）